

# インボイス制度説明会のご案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付を開始しています。

## 1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組みについて

## 2 説明会日程

日 時	開 催 場 所	定 員	連 絡 先
令和3年11月18日（木） 15時00～16時00分	御坊税務署 会議室	10名	御坊税務署 法人課税部門 ☎0738-22-0695（代表）
令和3年12月23日（木） 15時00～16時00分	御坊税務署 会議室	10名	
令和4年1月18日（火） 15時00～16時00分	御坊税務署 会議室	10名	

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- 会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に（開催日の1週間前）連絡先までお電話で申込みをお願いします。
- 定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、  
国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「消費税の軽減税率制度・  
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」をご覧ください。

下のコードからサイトへ

